独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第８号

平成25年９月29日に執行する草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

平成 25 年９月 19 日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

記

１　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
木須　良蔵	三郷市谷中427番地
市橋　敬造	三郷市幸房1246番地１
森　興治	三郷市幸房313番地
吉田　隆	三郷市新和一丁目550番地
馬場　榮次	三郷市栄二丁目121番地１
岡野　保	三郷市鷹野四丁目394番地
野本　善一	三郷市栄一丁目16番地
浅賀重野富	三郷市幸房527番地２
石井　盛一	三郷市谷中445番地
石井　久三	三郷市谷中322番地
森谷　敏行	三郷市幸房743番地１

２　宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

氏　名	住　所
前田　雅久	三郷市谷口473番地

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第９号

平成25年９月29日に執行する草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年９月 19 日

独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　安達　哲郎

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 25 年９月 19 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵㉙に、次を加える。

企画割引「ぶらり中国道・山陰路周遊フリーパス2013」

イ　割引をする自動車

ハに定める期間のうち連続する最大３日間にニ①ａ、ｂ、ｃ、又はｄに定めるインターチェンジからニ②ａに定めるインターチェンジまで往復し、ニ②ａに定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）及びニ①ｅに定めるインターチェンジからニ②ｂに定めるインターチェンジまで往復し、ニ②ｂに定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ニ①出発及び到着エリア毎に対して次のとおりとする。

車　種	ニ①ａ	ニ①ｂ	ニ①ｃ	ニ①ｄ	ニ①ｅ
軽自動車等	6,400円	5,600円	6,000円	6,800円	4,400円
普　通　車	8,000円	7,000円	7,500円	8,500円	5,500円

ハ　実施する期間

平成25年９月20日から平成25年12月１日まで。

ニ　適用インターチェンジ

①　出発及び到着エリア

a	高速自動車国道中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（ただし、久御山淀インターチェンジは除く。）及び高速自動車国道中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジから宝塚インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
b	高速自動車国道中国縦貫自動車道の西宮北インターチェンジから福崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の神戸北インターチェンジから山陽姫路西インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジ及び布施畑インターチェンジ。
c	高速自動車国道中国縦貫自動車道の下関インターチェンジ、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の門司インターチェンジから若宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジ及び高速自動車国道関門自動車道の門司港インターチェンジ。
d	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の古賀インターチェンジから久留米インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線の筑後小郡インターチェンジ。
e	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の備前インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び岩国インターチェンジから山口南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジ、一般国道２号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジから大竹インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道30号の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

②　周遊エリア

a	高速自動車国道中国縦貫自動車道の佐用インターチェンジから美祢インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び佐用東インターチェンジ、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の山陽インターチェンジから倉敷インターチェンジまでの各インターチェンジ及び広島インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線の賀陽インターチェンジ、有漢インターチェンジ及び久世インターチェンジから米子インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次インターチェンジから松江玉造インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジ、広島北インターチェンジ及び大朝インターチェンジから浜田インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線の斐川インターチェンジ及び出雲インターチェンジ、一般国道２号（広島岩国道路）の廿日市インターチェンジから大野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道９号（安来道路）の米子西インターチェンジから東出雲インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道９号（江津道路）の江津インターチェンジから浜田東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。